

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	島田市立看護専門学校
設置者名	島田市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜間 ・通信	59 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/ (当校ホームページ)
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	島田市立看護専門学校
設置者名	島田市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	島田市立看護専門学校
役割	市立看護専門学校の教育方針及び運営について審議する。 (1)教育方針及び教育計画の策定に関すること。 (2)施設等の整備に関すること。 (3)入学選考並びに進級及び卒業の認定に関すること。 (4)退学及び除籍に関すること。 (5)その他学校運営に関し必要な事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現職	役職在任中 (2024. 4. 1～)	島田市行政経営部長
現職	役職在任中 (2023. 4. 1～)	島田市立総合医療センター 事務部長
現職	役職在任中 (2023. 4. 1～)	島田市立総合医療センター 看護部長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	島田市立看護専門学校
設置者名	島田市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムに基づき、実務経験や指導経験を配慮し科目担当講師を選出、依頼決定する。 ・カリキュラム内容、進捗を確認しながら担当科目の講義内容、目標、進捗、時間数などの詳細を確認し調整する。 ・各講師は、講義の目標及び授業計画・内容、授業方法、評価方法、履修上の注意、テキスト、参考図書に記載した講義要項を作成している。 ・毎年度開始時に学生及び教員へ配布を行い、島田市ホームページで公表している。 	
授業計画書の公表方法	
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>◎入学前の既修得単位の認定</p> <p>校長は、学生が入学前に保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の備考2に掲げる学校等において教育内容と同一の内容の科目を履修した場合、当該科目の学習内容が学校における教育内容に相当すると認める時は、本人からの申請に基づき総取得単位数の2分の1を超えない範囲内において、学校における単位として認定することができる。</p> <p>校長は、社会福祉士及び介護福祉士法に該当する学生が入学前に履修した学習内容が学校における教育内容に相当すると認めるときは、本人からの申請に基づき基礎分野の項に規定する科目の単位として認定することができる。</p> <p>◎単位認定</p> <p>単位認定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験 所定の授業時間数の3分の2以上出席したものを対象に1科目100点満点で評価し、60点以上を合格とし単位の認定を行う。 ・臨地実習の評価 所定の実習時間数の5分の4以上出席した者を対象に100点満点で評価し、60点以上を合格とし単位の認定を行う。 <p>以上、本校学則、学則細則による。</p> <p>◎履修認定</p> <p>出席時間数が授業時間数の3分の2以上であることと科目試験合格を確認し、運営委員会で進級認定や卒業認定を行っている。</p> <p>以上、本校運営委員会内規による。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
 授業科目ごとの成績評価を100点で算出し、取得した点数の平均を数値(GPA)で表している。試験得点に応じて5段階(4.0、3.0、2.0、1.0、0)で設定し、各履修科目のGPに科目の単位数をかけた値を全履修科目別合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割っている。評価(秀・優・良・可・不可)に対する評点(100~90点、89~80点、79点~70点、69点~60点、59点以下)でGPは(4.0、3.0、2.0、1.0、0.0)

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【令和5年度実施状況】

成績の分布を示す資料

年度	5	学年	1	学生数	41
GPAの数値の分布状況					
GPA	0~2.0	2.01~2.4	2.41~2.7	2.71~3.0	3.01~4.0
人数	4	12	7	11	7
分布	下位 1/4 2.2 未満 10名 下位 1/2 2.5 未満 20名				

年度	5	学年	2	学生数	38
GPAの数値の分布状況					
GPA	0~2.0	2.01~2.4	2.41~2.7	2.71~3.0	3.01~4.0
人数	3	6	17	6	6
分布	下位 1/4 2.4 未満 9名 下位 1/2 2.5 未満 19名				

年度	5	学年	3	学生数	37
GPAの数値の分布状況					
GPA	0~2.0	2.01~2.4	2.41~2.7	2.71~3.0	3.01~4.0
人数	8	10	14	4	1
分布	下位 1/4 2.3 未満 8名 下位 1/2 2.4 未満 18名				

算出式：

算出式

$4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}$

総履修登録単位数 (不可の単位を含む)

客観的な指標の算出方法の公表方法

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/> (当校ホームページ)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定に関する方針として、ディプロマポリシーを定めている。併せてカリキュラムポリシーを定め、これに基づきカリキュラム編成を行っている。必修科目 113 単位・3,075 時間をすべて履修し、出席すべき日数の3分の2以上の日数を出席することを卒業要件としている。また、学則、学則細則に沿って単位認定され、運営委員会に諮ることとしている。ディプロマポリシー及びカリキュラムについては、島田市ホームページで公表している。

< ディプロマポリシー > (卒業認定に関する方針)

1. 生命の尊厳と多様な価値観・人格を尊重する姿勢・態度をとることができる
2. 倫理的判断をもとに看護を実践することができる
3. 人体の構造と機能について理解し、身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として生活する人間を捉えることができる
4. 対象との相互作用の中で自己を内省し、コミュニケーションを深め、信頼関係の基礎を築くことができる
5. 看護に必要な知識・技術・態度と論理的思考を身につけ、科学的根拠に基づき、対象の健康や障害の状況に応じた看護を考え実践できる
6. 保健・医療・福祉の動向と課題を理解し、地域でくらす人々の健康とくらしを支えるための看護師および他職種の役割を理解することができる
7. 地域でくらす人々が、その人らしく生活できるよう、多職種と連携・協働する必要性を理解し、チームメンバーの一員として看護を実践することができる
8. 看護実践における自らの課題に取り組み、専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解できる
9. 看護師として探求心をもち、主体的に学ぶ姿勢を持つことができる

< カリキュラムポリシー > (教育課程の編成方針)

本校は、人間的豊かさを備え、温かく感性豊かに相手の気持ちになって考えられることを教育目標に挙げている。人間的豊かさを育てるため、看護の実践者として倫理観やコミュニケーション能力などを培い、人間力を高める科目を1年次から3年次まで段階的に編成した。

また講義においては、看護職者として実践能力を獲得できるよう、基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学習を積み上げ、一つの分野に偏らないよう各学年にバランスよく配置した。また、それぞれの科目で講義・演習を多様な学習形態で展開し、シミュレーション教育やICTの活用、グループワークやアクティブラーニングなどを取り入れた。このことから、主体的に学ぶ姿勢を育て、看護職者として求められる基本的態度を身に付け、卒業時到達目標の総合的な到達を目指していく。地域の特徴を知り、地域でくらす生活者全体を看護の対象として捉えられるように島田市の地域特性を生かした学習内容とする。そのため病院・診療所での疾病の回復に向けた看護にとどまらず、在宅医療を含め地域でくらす人々の健康の保持・増進、疾病予防の必要性が認識できるよう多様な場での実習を編成した。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/> (当校ホームページ)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	島田市立看護専門学校
設置者名	島田市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	3,075時間/113単位	2095時間 /91単位	—	980時間 /22単位	—	—
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		121人	0人	12人	110人	122人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各講義の到達目標及び概要、講義項目、評価方法、受講生への要望、その他の事項を記載した講義要綱を担当職員が作成しており、毎年度開始時に学生及び教員等の関係者へ配布を行い、市ホームページの掲載を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業科目ごと及び実習の成績評価を100点で算出し、取得した点数の平均を求めている。また学籍簿には90点以上（秀）、80点以上90点未満（優）、70点以上80点未満（量）、60点以上70点未満（可）、60点未満（不可）
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業認定に関する方針として、ディプロマポリシーを定めている。併せてカリキュラムポリシーを定め、これに基づきカリキュラム編成を行っている。必修科目113単位・3,075時間をすべて履修し、出席すべき日数の3分の2以上の日数を出席することを卒業要件としている。また、学則、学則細則に沿って単位認定され、運営委員会に諮ることとしている。ディプロマポリシー及びカリキュラムについては、島田市ホームページで公表している。
学修支援等

<p>(概要)</p> <p>学年担当制を用いて、主担当1名・副担当2名を決めている。3名体制で学生個々の学修状況を把握し1年次から成績不良者を早期に長期休暇に補修等を行い学習の仕方の支援を行っている。国家試験対策では、国家試験対策委員の教員を4名決めその教員を中心に、1年次から計画立て学生個々に対応し支援している。</p> <p>学生相談については、臨床心理士が月に2回学校の相談室におり、カウンセリングを実施している。</p>
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
35人 (100%)	0人 (0%)	34人 (97%)	1人 (3%)
(主な就職、業界等) 島田市立総合医療センターなどの県内医療機関（看護師）			
(就職指導内容) 就職説明会への参加、面接指導、個別の進路相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格取得（過去9年連続受験者全員合格）、専門士（医療専門課程）の称号付与			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
120人	3人	0%
(中途退学の主な理由) 学習困難。対人関係。進路変更。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学年担当による定期面接、必要時、早期に学生への面接・保護者への報告と支援。学習の遅れがないよう、再試験が3分の1以上となる学生には、長期休暇中の補習講義や学習の仕方を支援。学生の状況によりカウンセリングを勧めている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	0 円	144,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
独自の修学支援制度はない。(実習病院の修学支援制度あり)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校自らが作った自己評価の結果を踏まえ、その評価が適正なのか評価を受け、学校運営や教育活動を改善し、教育水準の向上を図る。 組織は、校長、副校長、関連業界関係者、卒業生、教育に関し知見を有する者、その他校長が必要と認めた者で組織する。 所掌事項は、教育理念・目的・目標、教育活動、財政基盤、入学・卒業等に関する評価に関する事である。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
当校校長・実習病院医院長	1年	学校長
元当校副校長・元総合病院看護師	1年	関連業界関係者
当校卒業生	1年	卒業生
元短期大学教授	1年	教育に知見を有する者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kango/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H122210000047
学校名 (〇〇大学 等)	島田市立看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	島田市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		11人	-	19人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				19人
(備考) 停止となった者 前半期1名後半期4名				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。